

政策評価結果書

平成18年3月31日
(最終改訂同年7月7日)

実績評価(目指すべき姿と目標の考え方)

政策分野	水産業の健全な発展	
政策分野主管課及び関係課	政策分野主管課：企画課 関係課：水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官、沿岸沖合課、遠洋課、研究指導課、計画課、防災漁村課	
政策分野の全体の目指す姿	国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていく。	
重点的に取り組むべき課題(課題ごとに目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 / 政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
<p>水産業の健全な発展を図る上で重要な要素としては、主に漁業の健全な発展と漁村の振興であり、その中で、以下の課題に対し、重点的に取り組む。</p> <p>1. 厳しい漁業経営を反映し、就業者が減少傾向を示している現状に歯止めをかける観点から、担い手対策の重点的な課題として、新規就業者の確保を図る</p> <p>2. 国民の需要に即した事業活動が行われ、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る漁業経営体の育成を図る必要があることから、平成18年度までに、漁業経営改善制度による漁業経営改善計画の認定者数375経営体を目指す。</p> <p>3. 漁業者は、再生産が可能となる魚価を望み、消費者は、新鮮でかつ安価な魚を望んでおり、この相反する課題に対応するため、中間コストを削減するなど</p>	<p>新規漁業就業者数の確保 目標年次：毎年度 目標値：1,500人</p> <p>漁業経営改善計画の認定者数の確保 目標年次：平成18年度 目標値：375経営体</p> <p>平成17年度目標：298経営体(累計)</p> <p>基準：平成14年度67経営体</p> <p>(目標：平成18年度375経営体)</p> <p>消費地と産地の価格差の縮減 目標値：4.00倍以内確保 目標年次：毎年度</p>	<p>大日本水産会調べ</p> <p>水産庁調査(業務資料)</p> <p>水産庁調査(業務資料)、小売物価統計年報及び家計調査年報</p>

により、産地と消費地の価格差の縮減を図る。

4. 条件不利地に立地する漁村の生活環境の改善を図るため、平成18年度までに汚水処理人口普及率を小都市並の40%とするとともに、高潮等の自然災害からの防災機能を高めるため、平成19年度までに安全性が確保されていない漁村の面積を5千haに削減することにより、漁業の生産基盤でもある漁村の振興を図る。

汚水処理人口普及率
目標値：40%
目標年次：平成18年度

平成17年度目標値：37%

基準：平成11年度18%

〔目標：平成18年度40%〕

津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

目標値：5千haに削減
目標年次：平成19年度

平成17年度目標値：5.4千haに削減

基準：平成14年度約6千ha

〔目標：平成19年度5千ha〕

水産庁調査（業務資料）

水産庁調査（業務資料）

実績評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画	水産基本計画
(関係箇所)	第1の2 水産業の健全な発展 第3の2 (1) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成 (3) 人材の育成及び確保 (5) 水産加工業及び水産流通業の健全な発展 (10) 漁村の総合的な振興
目標年度	平成24年度
目標値	食用魚介類自給率 65%

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

国民に対する水産物の安定供給の観点からは、漁業はもちろんのこと水産加工業等を含む水産業全体を国民に対し、水産物を供給することを使命とする食料供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていかねばならない。

また、漁村は、漁業者を含めた地域住民の生活の場であり、水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしている。それが、将来にわたって十全に発揮されることが確保されるよう、漁村の振興が図られなければならない。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

水産業の健全な発展にとって重要な要素としては、主に漁業の健全な発展と漁村の振興が重要であり、その中で、重点的に取り組むべき課題としては、効率的かつ安定的な漁業経営の育成や担い手の確保、適正な魚価の確保、生活環境等の確保がある。

このような背景の中で、水産業の健全な発展という政策課題に対し、適切に施策が機能しているかを評価する場合の指標として、

水産基本計画において、平成12年の沿岸漁業の漁業就業者数は22.1万人であるが、平成24年のすう勢では10.7万人となるのを、政策努力により8千人増加し11.5万人を確保としている。

新規就業については、平成12年の新規就業者が1,370人であることを勘案して漁業就業者の減少に歯止めををかける観点から、「新規漁業就業者数1.5千人/年の確保」

水産基本計画において、国民の需要に即した漁業活動が行われ、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る効率的かつ安定的な漁業経営の育成の観点から、「漁業経営改善計画の認定者数の確保」

魚価の面から見れば、漁業者は高く、消費者は安くという相反することが求められている。この課題に対応するためには、中間コストを削減し、産地価格と小売価格の差を縮める必要があることから、「消費地と産地の価格差を4倍以内の確保」

漁業活動の基盤である漁村の総合的な振興の観点から、小都市（10万人規模）と比べ立ち後れている生活環境の向上を図るため、平成18年度までに「污水处理人口普及率40%」

厳しい自然環境に立地している漁村の防災機能の向上を図るため、平成19年度までに「津波高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積を5千haに削減」

を目標にすることにより、水産業の健全な発展という政策課題に対する一定の評価ができると思う。

〔目標値の算出方法 / 達成状況の判定方法〕

目標 新規漁業就業者数の確保目標

・現状値及び算出方法

新規就業等に関する近年（平成8年以降）の環境について整理すると、以下のとおりとなっている。

我が国の人口の推移については、平成13年度の総人口は平成8年対比で101.1%であるのに対し、15歳～19歳階級は89.2%、20歳～24歳階級は83.6%となっており、これら新規就業者の母体となる階級が減少している。

中学高校の卒業者数及び就業者数については、平成8年以降、減少傾向が続いており、更に就職率は平成8年の12.4%に対し、平成13年は9.5%となっている。

産業種類別の就業者数については、総数が微減傾向で推移している中、構成比を見るとサービス業が増加しており、農林業は減少傾向、漁業は横ばいとなっている。

全世帯の所得が減少傾向にある中、新規就業者の受け皿となる漁家の所得については、平成11年で農家対比で78.8%、全国勤労者対比で96.7%となっている。

一方、水産基本計画策定の際に検討し取りまとめた「沿岸漁業の生産構造の展望について」においては、沿岸漁業就業者数について平成12年の22.1万人が平成24年にはすう勢値で10.7万人、政策努力による展望値で11.5万人と推計しており、平成24年までに、展望値の就業者を確保するためには、新規就業者の増加と青年層の離職者の減少を図る必要がある。

このように、新規就業者の母体となる人口の減少、中学・高校の卒業生及び就業者の減少といった新規就業者確保の前提条件の悪化、産業別就業者数に占めるサービス業の割合の高まり、他産業に比べて低い漁家所得の水準等、漁業への新規就業者を確保する上では厳しい環境の下、新規就業者の目標値については、平成10年からの新規就業者数の動向（下表参照）を踏まえ、現状の1,370人の約1割増の1,500人を平成14年度以降確保することとする。

	平10	平11	平12	平13
新規漁業就業者数（人）	1,210	1,280	1,370	1,370
内訳 a 新規学卒就業者	630	640	595	585
b 離職転入者	580	640	775	785
a + bのうち 新規参入者	190	130	230	190

農林水産情報（新規参入者とは新たに漁業経営を開始した経営の責任者、平成13年は平成12年6月から13年5月までの間の値：農林水産省）

達成状況の計算方法

$$\text{達成率} = \text{当該年度の新規就業者数} \div \text{目標値} (1,500) \times 100 \%$$

目標 漁業経営改善計画の認定者数

・現状値及び算出方法

平成14年度新規認定者数 …… 67経営体

平成15年度以降の新規認定者数については、67経営体の15%増を見込んで、年間の認定件数目標を67経営体 + (67経営体 × 15%) = 77経営体に設定する。

これにより、平成17年度の目標値は298経営体、平成18年度の目標値は375経営体とする。

達成状況の計算方法

$$\text{達成率} = \text{当該年度の漁業経営改善計画の新規認定経営対数（累計）} \div \text{目標値} \times 100 \%$$

目標 消費地と産地の価格差の縮減

・現状値及び算出方法

- ・対象とした魚種は、消費量が多く、かつ産地及び小売ともに比較するデータが収集可能なメバチ、マアジ、マイワシ、カツオ、マガレイ、マサバ、サンマ、マダイ、ブリ、スルメイカの10種類。
- ・産地価格については、魚種毎に鮮魚用、加工用、餌料用の用途別に産地市場における取引価格を調査し、このうち小売価格との比較として妥当な鮮魚用価格を使用（水産庁委託調査）。
- ・消費地価格については、小売物価統計年報より、産地から離れておりかつ最も大きな消費地である東京都区部での小売価格を使用。対象とした魚種のうち、メバチ、カツオ、ブリ、イカの小売価格は切り身のものであるため、食品成分分析表を参考に各魚種の利用率（イカは75%、その他は60%）で補正。他の6魚種は漁獲されたままの魚の価格であるため、補正せず使用。
- ・魚種毎に小売価格/産地価格を算出し、各魚種の価格差を魚種毎の東京都区部での購入量（家計調査年報）で加重平均し、水産物全体の消費地と産地の価格差とした。
- ・平成16年度は4.44倍であったことから、目標値は4.00以内確保（毎年度）を目標とする。

達成状況の判定方法

目標値を下回るときは達成、その他のときは未達成とする。

価格差は、需給の影響により産地価格が比較的大きく変動するため、目標値を単年度の値で設定することは適当ではないため、各年度毎に直近3カ年の平均値を実績値として評価することとする。

目標 漁業集落排水施設による汚水処理人口普及率の向上

・現状値及び算出方法

平成14年3月に策定された漁港漁場整備長期計画の目標（平成23年度までに汚水処理人口普及率を小都市並みの概ね6割にする）に基づき、平成14年度において27%であった漁業集落排水施設による汚水処理普及率を、概ね6割に至る過程として、平成18年度までに40%程度とする。

汚水処理普及率 = 漁業集落排水施設による処理人口 ÷ 漁業集落排水施設での整備予定箇所人口

達成状況の判定方法

達成率 = 当該年度の実績値 ÷ 当該年度の目標値 × 100 (%)

目標 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

・現状値及び算出方法

平成15年10月に策定された社会資本整備重点計画の指標（津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を約15万ha(H14) 約10万ha(H19)にする）を参考に、漁村においても平成19年度までに約1,000ha削減して約5,000haとする。

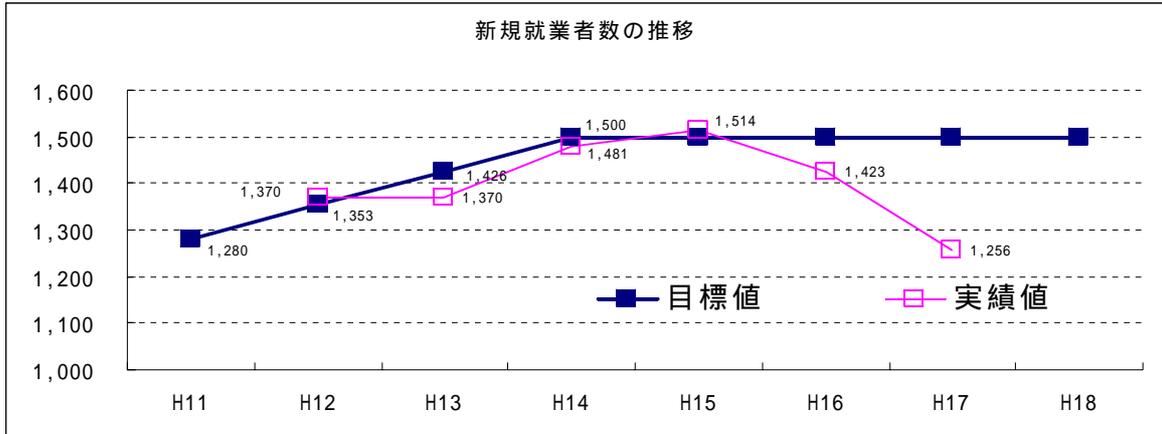
達成状況の判定方法

達成度 = (基準値 - 今年度実績値) ÷ (基準値 - 今年度目標値) × 100 %

実績評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

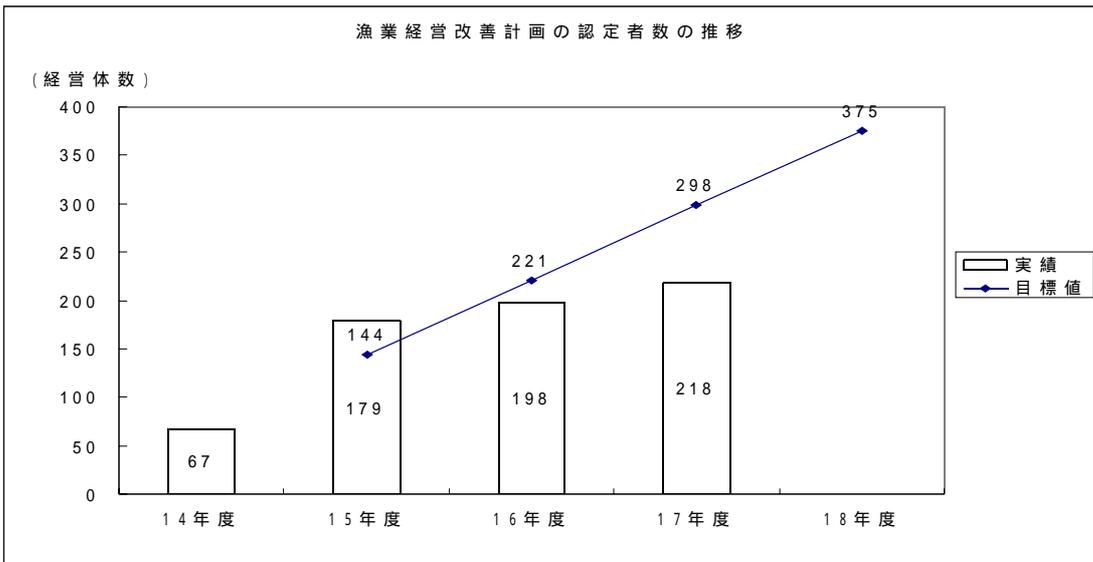
目標値 新規就業者数の推移



資料：農林水産省「農林漁業への新規就業者に関する情報収集」(H13)

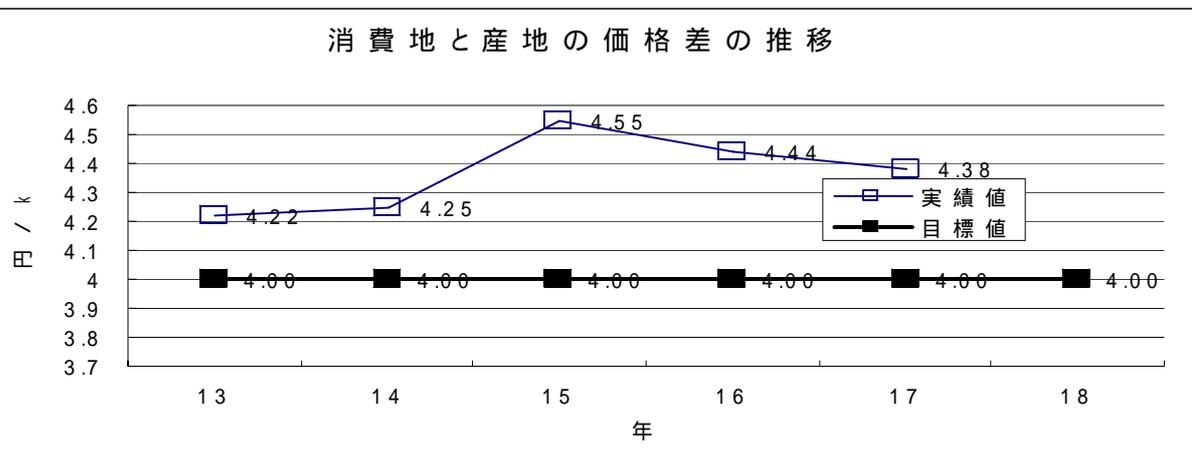
農林水産省「新規就業者調査結果」(H14～15)、水産庁調べ(H16)、大日本水産会調べ(H17)

目標値 漁業経営改善計画の認定者数の確保



資料；水産庁調べ

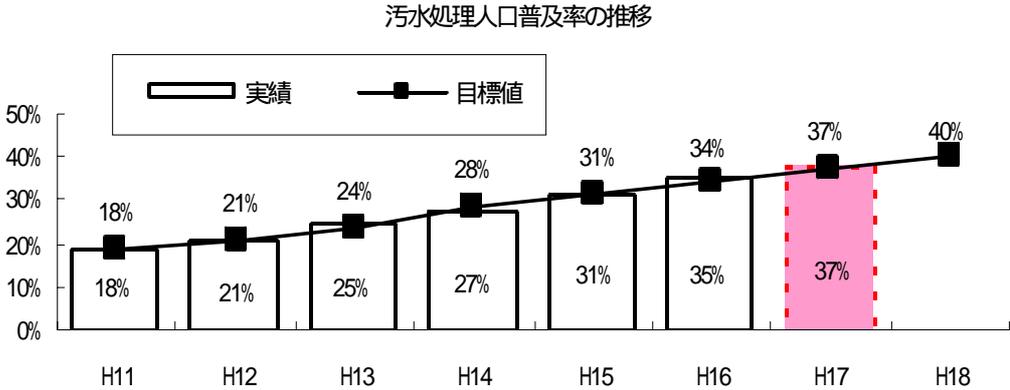
目標値 消費地と産地の価格差の縮減



実績値は各年度ごとに3カ年平均値を用いて算出している

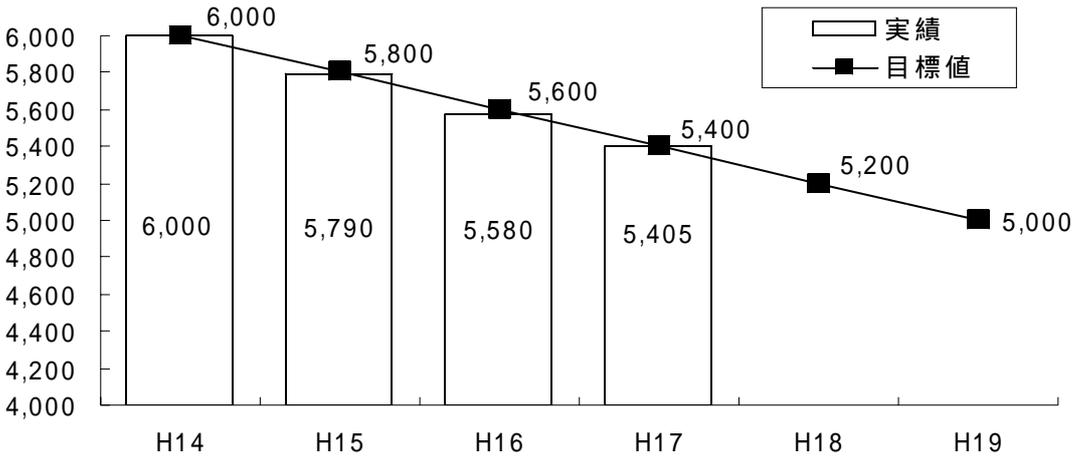
目標値

汚水処理人口普及率



目標値

津波・高潮等災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村面積の削減



実績評価（評価結果と分析・改善の考え方）

目 標	評 価 結 果	
目標 新規就業者数の確保	目標値、実績値、達成状況	
	<p>本年度の目標値 1,500人 本年度の実績値 1,256人 達成状況 84% 達成ランク B 基準値 1,500人（毎年） $83.7(\%) = 1,256人 \div 1,500人 \times 100$</p>	
	政策目標を達成するための政策手段の有効性	
<p>・平成17年の新規就業者数は1,256人（新規就業者に関するアンケート調査の回答が得られた漁協、漁業会社〔個人経営体を含む。以下、漁業会社という〕における新規就業者数）と、目標値である1,500人には達せず達成状況は84%で、達成ランクはBとなった。</p> <p>・新規就業者数は、農林水産業新規就業者等調査（農林水産省）が廃止されたことに伴い、本年度から（社）大日本水産会による全国アンケート調査の結果を用いている。調査は、全国のすべての漁協（1,530）、漁業会社（1,269）に対しアンケート調査票を送付し実施したところであるが、回収率はそれぞれ87%、15%、全体では54%にとどまっている。漁業会社の回収率が低いのは、零細な経営体が多いこと、長期の操業に出て連絡が取れない等により回収が得られなかったことが原因と考えられる。また、新規就業者1,256人の内訳をみると、漁協において就業した者が1,147人、漁業会社において就業した者が109人であった。</p> <p>・単純に評価することはできないが、漁協、漁業会社の回収率を用いて、回収率を100%と仮定して推計した場合、漁協が1,444人、漁業会社が727人、全体では2,171人となり、未回収の漁協、漁業会社の新規就業者数を少なく見積もっても目標の1,500人には達しているとも考えられる。</p> <p>・新規就業者の確保・育成に関する対策については、漁業就業への入口として、漁業就業者確保育成センターによる求人・求職情報、地域情報や中古船の販売情報の収集提供、中間的な部分として漁業就業支援フェアの開催、出口としてオリエンテーション（体験乗船）及び漁業就業・スキルアップのための海技士資格等取得講習会等を実施し、さらに、漁業者の育成を図るため、青年漁業者、漁村女性等が自発的に行う漁業技術・経営管理能力の向上に関する活動の支援、漁業経営改革等に意欲的に取り組む青年漁業者を中心とした中核的漁業者協業体の経営改善の取組や、漁村女性等による起業的活動の取組等の支援等を実施しているところであるが、これまで一定の成果を得ていることから、有効に機能していると考えられ、今後とも継続的に実施していく必要がある。</p> <p>・また、漁業への新規就業者の増減の背景として、雇用情勢の変化は重要な要素となるが、その一つの指標として有効求人倍率をみると、平成17年の有効求人倍率が0.95と前年の0.83から0.12ポイント増加しており、過去5年間では0.36ポイント上昇している。漁業は他の産業に比べ重労働であり、また労働時間が不規則であるなど労働条件が厳しいことから、他産業での求人が増加すると、就職希望者が労働条件が良い他産業へ流れることも懸念されることから、今後さらなる就業者の確保対策を推進する必要がある。</p>		
改善・見直しの方向		

- ・漁村においては、漁業就業者の減少及び高齢化が進行しており、人材の確保・育成が急務となっている。
- ・そのような中で新規就業者の確保対策として、漁業就業希望者への就業に関する情報提供、漁業就業支援フェアによる就業希望者と漁業現場のマッチング、体験乗船など、これらを一連の対策として着実に実行することによって、一定の成果を得てきたところであるが、雇用情勢の改善がみられる中で、平成15年度まで右肩上がりであった新規就業者数が平成16年度以降減少傾向を示している。
- ・このような状況に歯止めをかけるため、これまでの対策に加え平成18年度から、体験乗船を拡充し都市部の若者を主な対象とした漁業現場での6か月間の長期研修を実施しているところである。このような事業を通じて就業した者が、漁村に定着し地域において貢献することで、一般的に外部からの受入れに消極的である漁村の意識を改革し、漁業就業構造の改善を図ることが重要であり、今後、継続的に実施していく必要がある。
- ・また、雇用情勢が回復する中、学生やサラリーマン等が漁業を就職・転職先に選択し、円滑に就業できる仕組みを構築していく必要がある。

目標 漁業経営改善計画の認定者数の確保

目標値、実績値、達成状況

本年度の目標値 累計298経営体(基準年からの通算)
 本年度の実績値 累計218経営体
 達成状況 73% 達成ランク B
 基準値 67経営体(平成14年度)
 $73.1(\%) = 218経営体 \div 298経営体 \times 100$

政策目標を達成するための政策手段の有効性

- ・本目標については、達成状況は73%で概ね達成されているものの、17年度単年度の実績としては20経営体であり、単年度目標(77経営体)に比して低い水準に留まっている。
- ・漁業経営改善計画制度発足当初においては、本制度の利用希望者が集中したが、その後、資源の悪化や魚価安に歯止めがかからない上に、平成16年3月頃から始まった燃油価格の高騰が漁業経営を更に圧迫し、5年間で付加生産額を15%以上向上させるといふ本計画が立てられない状況となっていることが関係しているものと考えられる。
- ・なお、本計画の実行途上にある者は、このような経営環境の悪化の中にあっても意欲をもって経営の改善に取り組んでおり、平成14、15年度の認定漁業者から随時経営状況に関する報告がきているが、それによると既に約4割の者が計画策定時よりも付加生産額を向上させている。

改善・見直しの方向

- ・今後、我が国漁業が国民に対して水産物の安定供給の役割を果たすためには、短期的な収益が高いだけでなく、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を担い得る「効率的かつ安定的な漁業経営」を育成することが重要であり、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるよう漁業者自らの取組による計画的な経営改善に寄与する施策を講じる必要がある。
- ・そのためには、厳しい経営を迫られつつも意欲をもって経営改善に取り組む中小漁業者についてその取組を支援し改善計画を作成・実行するための意欲を引き出すことが重要と考える。
 経営改善の意欲はあるものの、機能的な漁家経営を行うための知識を持ち合わ

せないことから、改善計画の作成の着手に至っていない者の支援
 とともに、改善計画策定のために必要な金融機関の協力を得ることが困難となっている漁業者に対し、漁業経営専門家の指導・助言による抜本的な経営改善・再建計画の策定の支援
 が必要であると考えられることから、改善計画の着実な実行を強力にサポートする中小漁業経営支援事業を多数の漁業者団体等で展開し、事業実施主体である漁業者団体等の増加を図ることとしている。

目標 消費地
と産地の価格差
の縮減

目標値、実績値、達成状況

本年度の目標値 4.00倍以内
 本年度の実績値 4.38倍
 達成状況 - 達成ランク C
 基準値 -

政策目標を達成するための政策手段の有効性

- ・平成17年度の実績は暫定値であるが、直近3カ年平均で4.38倍となり、4.00倍以内とした目標を達成できず、Cランクとなった。
- ・平成17年度の実績は平成16年度の実績値4.43に比べてやや減少しているものの、価格差の縮減が必ずしも進んでいない現状にあると考えられる。
- ・水産物は、産地市場、消費地市場を経由して流通すること、流通・小売段階で温度管理、調理（切り身、骨取りなど）の経費が必要であることから、流通マージンがかかることが特徴となっている。そのため、個々の政策手段においては、流通マージンの縮減のため、産地の漁業協同組合と消費地の小売店との水産物の直接取引等の取組が行われているが、これらは個別の優良事例にとどまっており、水産物流通全体の効率性を改善する動きにつなげていない。
- ・水産物流通を担う産地市場の多くは、漁業協同組合が開設しているが、漁業協同組合そのものの規模が小さいこともあり、取扱商品が質・量ともに不安定であり、需要者の要求に応えられないなどの問題を抱えており、これが流通マージンを縮減できない構造的要因となっている。
- ・このため、国は、産地市場統合の基本的考え方、目標像及び適正な運営のための留意点等をまとめた「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」（水産庁長官通達）を平成13年3月に定め、都道府県に対し、市場の再編整備を計画的に推進することを要請している。この「統合方針」においては、平成22年度に産地市場数を約500とすることを目標としており、平成18年6月時点での市場数は集計中であるが、統合は進んでいない状況にあり、目標を達成できない主要因となっている。

改善・見直しの方向

- ・水産物産地市場が市場本来の機能を果たし、消費者に水産物が安価で安定的に供給されるためには、市場統合とともに買受人の集約、新規参入など市場運営の改善による競争原理の確保が不可欠であり、このような意識の下に各産地では統合に向けた検討が行われているが、統合に不安を感じる関係者との合意形成が困難なことにより統合が進まない現状がある。
- ・統合に向けた関係者の合意形成のため、統合のデメリット（新たな市場までの輸送コスト増等）を最小限に抑えた創意工夫を行っている産地もみられ、各政策手段において、このような取組への支援を重点的に実施する必要がある。
- ・また、水産基本計画の見直しと連動した形で「統合方針」を見直すことも検討している。

目標 汚水処理人口普及率	目標値、実績値、達成状況	本年度の目標値 37% 本年度の実績値 37% (平成18年3月現在の推計値) 確定値については、平成18年度後半に算出予定 達成状況 100% 達成ランク A 基準値 18% (平成11年度) $100(\%) = 37\% \div 37\% \times 100$
	政策目標を達成するための政策手段の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・本目標については、推計値ではあるが達成された(平成17年度の確定値については、平成18年度後半に算出予定であり、現時点では、平成16年度末値に平成17年度で事業が完了する予定地区の処理区域内人口を加えて算出する推計値による達成状況での評価となる)。 ・漁村は、漁業活動の根拠地、生活を支える基盤であるが、条件不利地域が多く小都市と比べて生活環境が立ち後れているという課題を有しており、改善のための環境整備が必要である。このため汚水処理施設の整備を推進してきた結果、目標を達成することが出来た。
	改善・見直しの方向	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値については、平成11年度よりほぼ一貫して達成しており、漁村における生活環境の改善は着実に進んでいると考えられる。しかしながら、都道府県別の汚水処理人口普及率で見た場合には格差が見受けられる。このため、普及率の低い都道府県については、関係地方公共団体と連携の下、普及啓発を行うとともに、全体として、目標達成(小都市並み6割に至る過程として、平成18年度で40%の整備率)に向けて引き続き事業の推進を図って行く必要がある。
	目標 津波・高潮による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減	目標値、実績値、達成状況
	政策目標を達成するための政策手段の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・本目標については、達成された。 ・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない漁村の面積については、平成17年度の事業が進捗したことにより、平成14年度末時点から595haの削減(平成17年度末時点の調査結果)となった。平成19年度(5ヶ年)までに1,000ha削減することを目標にしていることから、平成17年度末時点の目標値は600haであり、現時点の達成度は99%となる。 ・平成17年度時点においては着実に効果を発現していると考えられ、今後も引き続き事業の推進を図るものである。
	改善・見直しの方向	

	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値については、平成15年度よりほぼ一貫して達成しており、津波・高潮の災害のおそれが多い堤防等の海岸保全施設の整備を優先的に実施することにより、着実に効果が発現しているものと考えられる。引き続き緊急性の高い地域から優先的に整備を実施するものとする。
<p>総合的な所見 (各局政策評価 担当課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業の健全な発展にとっては、主に漁業の健全な発展と漁村の振興が重要である。 ・このうち漁業の健全な発展に資するものとしては 効率的かつ安定的な漁業経営の育成や担い手の確保および 適正な魚価の確保、 漁村の振興に資するものとして生活環境等の確保が重要課題である。 ・担い手確保については、新規就業者数が平成16年度以降減少傾向にあるが、新たな研修事業を立ち上げたところでもあり、今後これらの事業の効率的な実施や漁村の意識改革等により、目標の達成に向けて努力することが必要である。 ・漁業経営の育成については、平成14、15年度に漁業経営改善計画を作成した者については付加生産額を向上させている者も見られるなど、一定の施策の効果は認められる。しかしながら平成16、17年度とも単年度の実績が低調であり、この状況を改善する環境整備を図る事業を平成17年度から新たに立ち上げたところであるが、その計画策定数については微増にとどまっている状況である。今後は効率的な実施を図ることによって、効果が発揮されるよう努める必要がある。 ・また、国際競争力を有する経営体育成の問題については、水産庁としても水産基本計画の見直しと絡めて検討しているところであり、その結果を踏まえて対応する必要がある。 ・適正な魚価の確保については、水産物流通を担う産地市場の構造改革の取組を、適切に進めることが重要である。 ・漁村の生活環境等の確保については、順調に目標を達成しており、今後とも引き続き事業の推進を図ることが重要である。

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

評価結果はおおむね妥当であるものの、漁業経営の改善については、漁業経営改善計画の認定制度を着実に運用していくとともに、燃油高騰対策等とも併せた総合的な取組を講じることにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成が図られるよう努めていく必要がある。

また、産地市場の市場機能の低下については、平成13年の「統合方針」に沿って、なぜ産地市場の統合が進んでいないのか分析を行い、「統合方針」及び関連施策の有効性を全面的に検証する必要がある。また、多段階の流通を見直すことも必要であり、産地市場のあり方も含め、水産流通のあり方を検討する必要がある。

さらに、污水处理施設の整備については、都道府県ごとに格差がある理由についての分析が必要であり、高潮等の自然災害からの防災機能を高めるためのハード事業については、これまでも緊急性の高い地域から優先的に実施するなど効率的な整備に努めてきたところであるが、厳しい財政事情を踏まえ、ソフト事業との連携やコスト縮減の取組など事業の効率化に向けた努力を一層推進する必要がある。

なお、漁村活性化のための条件整備等については、地域の努力や創意工夫を一層促進するものとしていく必要がある。

【評価会委員の意見】

漁業の後継者については、新卒者や他分野からの参入なども含めて、次代の人の問題が最重要で一番の基本であり、この点を常に考えておくことが重要である。(今村委員)